

令和5年9月
令和5年第4回栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第10号	専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定)	1
報告第11号	令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	別冊
報告第12号	一般財団法人栃木市農業公社の令和4年度事業状況報告書の提出について	別冊
議案第73号	令和5年度栃木市一般会計補正予算(第5号)	別冊
議案第74号	令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第75号	令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第76号	栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第77号	栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例 の制定について	12
議案第78号	栃木市コンプライアンス推進条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第79号	栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	20
議案第80号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第81号	工事請負契約の締結について(清水川地下貯留施設整備工事)	46
議案第82号	工事請負契約の締結について(栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事)	50
議案第83号	令和4年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	53
議案第84号	令和4年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	55
議案第85号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	57
議案第86号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	59
議案第87号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて(荒木由和氏)	61
議案第88号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて(戸田眞氏)	63
認定第1号	令和4年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第2号	令和4年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第3号	令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第4号	令和4年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算 の認定について	別冊
認定第5号	令和4年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算 の認定について	別冊
認定第6号	令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の 認定について	別冊

- 認定第 7号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について別冊
- 認定第 8号 令和4年度栃木市水道事業会計決算の認定について別冊
- 認定第 9号 令和4年度栃木市下水道事業会計決算の認定について別冊

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

専決第 5 号

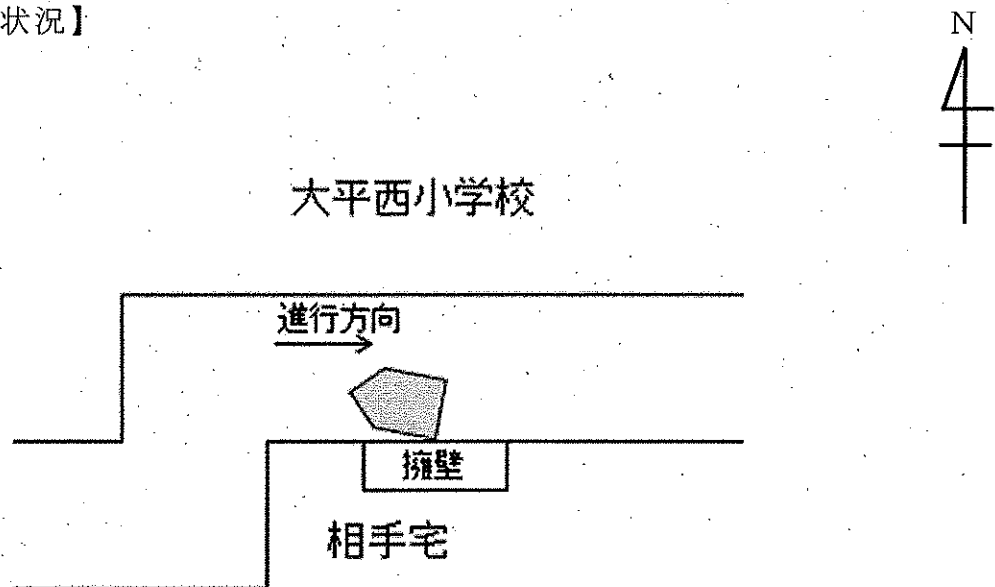
【事故発生場所】



※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#15/36.341004/139.695239/&base=std&ls=std&disp=1&vs=clglj0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0>)を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



対向車に道を譲るためバックしたところ、民家の擁壁に車両左後方のタイヤ付近を接触、損傷させた。

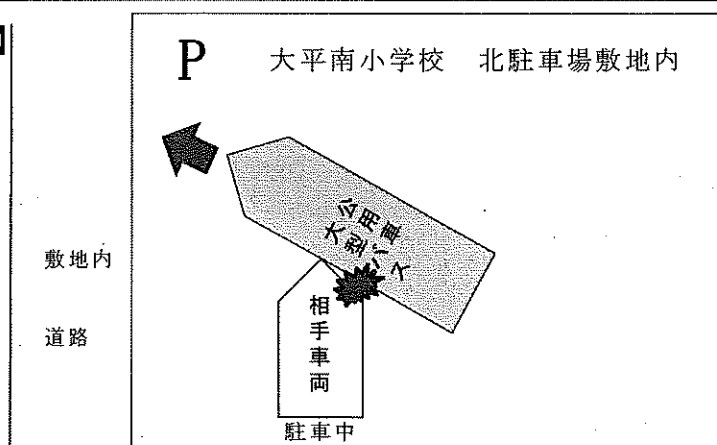
専決第 6 号



※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

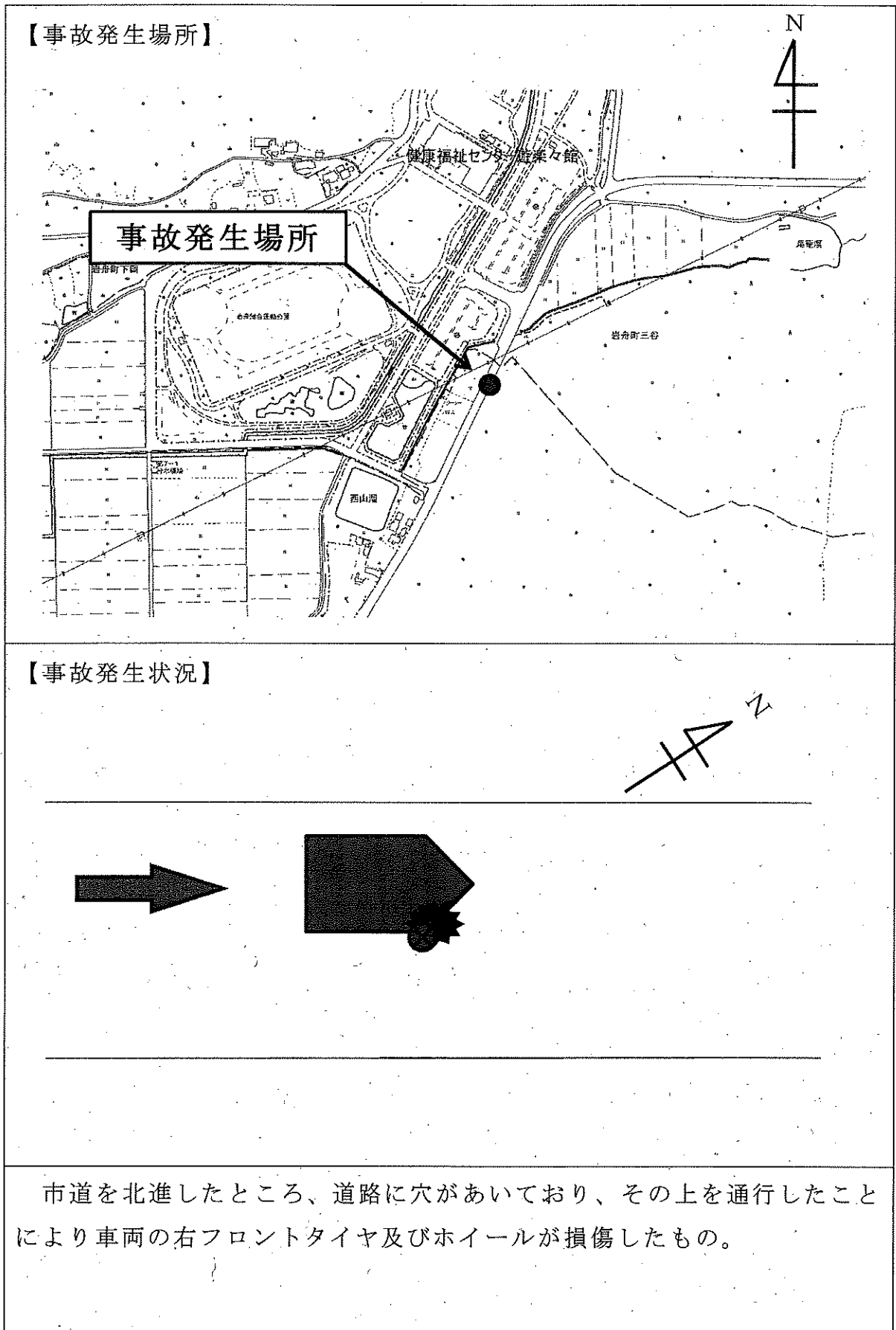
(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.316431/139.712191/&base=std&ls=std&disp=1&vs=clglj0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



令和 5 年 5 月 2 9 日 午後 3 時 2 0 分 頃、大平南小学校北駐車場にて公用車（大型バス）を左転回する際、駐車場に止まっていた軽自動車右前方と大型バス左側面が接触した。

専決第 9 号



栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

公務員等の氏名を公開する基準及び請求書の補正に係る手続について定め、並びに電磁的記録の写しの交付による情報の公開を可能とするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市情報公開条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 個人に関する情報のうち公開するものを改めること。(第6条関係)
- 2 情報の公開の請求に係る書面の補正に係る規定を加えること。
(第9条及び第10条関係)
- 3 情報の公開の方法を改めること。(第12条関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

現	行
（実施機関の公開義務）	
第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開の請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報については公開しなければならない。	
(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	
ア・イ 略	
ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	
(2)～(7) 略	
（公開の請求手続）	
第9条 略	
2・3 略	

改 正 案

(実施機関の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開の請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報については公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2)～(7) 略

(公開の請求手続)

第9条 略

2・3 略

4 実施機関は、第1項の書面に形式上の不備があると認めるときは、情報の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよ

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、前条の規定による情報の公開の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に当該請求に対する公開又は非公開（部分公開の場合を含む。）の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求を受けた日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。ただし、同一の情報の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）から大量の請求がなされたことにより、同項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないために当該期間を延長する必要があるときは、当該請求に対する決定のために事務処理が終了する日までその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を文書により通知しなければならない。

3 略

(情報の公開の実施及び方法)

第12条 略

2 前項の規定による情報の公開は、請求者の求める方法による。ただし、情報の写しの交付は、文書又は図画に限る。

3 略

改 正 案

う努めなければならない。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、前条の規定による情報の公開の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に当該請求に対する公開又は非公開（部分公開の場合を含む。）の決定をしなければならない。ただし、同条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求を受けた日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。ただし、同一の請求者から大量の請求がなされたことにより、同項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないために当該期間を延長する必要があるときは、当該請求に対する決定のために事務処理が終了する日までその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を文書により通知しなければならない。

3 略

(情報の公開の実施及び方法)

第12条 略

2 前項の規定による情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

3 略

(総務人事課)

議案第77号

栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する
条例の制定について

提案理由

栃木市情報公開条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

不開示情報の特例について定めること。(第4条関係)

[参照条文]

議案第76条と同じ。

現 行

【栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正】

第3条 略

第4条～第6条 略

【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】

（所掌事項）

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 法施行条例第5条の規定による諮問に応じて審議すること。

(5)～(7) 略

改 正 案

【栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正】

第3条 略

(不開示情報の特例)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）第6条第1号ウに掲げる情報のうち、公務員等の氏名に係る部分（開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及び法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

第5条～第7条 略

【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 法施行条例第6条の規定による諮問に応じて審議すること。

(5)～(7) 略

(総務人事課)

議案第78号

栃木市コンプライアンス推進条例の一部を改正する条例の制定
について

提案理由

附属機関の委員に対する不当要求行為等への対応を可能とするに当たり、
所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市コンプライアンス推進条例の一
部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

職員の定義に附属機関の委員を加えること。(第2条関係)

〔参照条文〕

議案第76条と同じ。

現	行
(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) 略	
(3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、 <u>同条第3項第3号に規定する職員及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員をいう。</u>	
(4)～(11) 略	

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第2号及び第3号に規定する特別職の職員並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員をいう。

(4)～(11) 略

(建築指導課)

議案第79号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

提案理由

平川産業団地地区整備計画区域内における建築物の制限を定め、都市計画決定との差異を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域に平川産業団地地区整備計画区域を加えること。(別表第1関係)
- 2 平川産業団地地区整備計画区域内における建築物の用途等の制限を定め、規定の整備を行うこと。(別表第2関係)

[参照条文]

議案第76号と同じ。

議案第79号（建築指導課）

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

現		行	
別表第1（第3条関係）			
地区整備計画区域	区域		
略	略		
栃木インター産業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木都市計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域		

別表第2（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）

地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの限度
栃木駅前地区整備計画区域	A地区	(1) <u>専用住宅</u> (2)～(4) 略 (5) <u>政令第130条の7に定める畜舎</u> (6) 略			略	略	
	B地区	(1)・(2) 略 (3) <u>政令第130条の7に定める畜舎</u> (4) 略					
栃木駅前第2地区整備計画区域	A地区	(1) <u>専用住宅</u> (2)～(4) 略 (5) <u>政令第130条の7に定める畜舎</u> (6) 略			略	略	

改 正 案

別表第1（第3条関係）

地区整備計画区域	区域
略	略
栃木インター産業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木都市計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
平川産業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木都市計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）

地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの限度
栃木駅前地区整備計画区域	A地区	(1) <u>住宅</u> (2)～(4) 略 (5) <u>畜舎</u> (6) 略			略	略	
	B地区	(1)・(2) 略 (3) <u>畜舎</u> (4) 略					
栃木駅前第2地区整備計画区域	A地区	(1) <u>住宅</u> (2)～(4) 略 (5) <u>畜舎</u> (6) 略			略	略	

現

行

	B地区	(1)・(2) 略 (3) <u>政令第130条の7に定める畜舎</u> (4) 略				
	C地区	(1)・(2) 略 (3) <u>政令第130条の7に定める畜舎</u> (4) 略			略	
	D地区	(1) 略 (2) <u>政令第130条の7に定める畜舎</u>				
	E地区	(1)・(2) 略 (3) <u>政令第130条の7に定める畜舎</u> (4) 略			略	
栃木駅 南地区 整備計 画区域	A地区	(1)・(2) 略 (3) <u>政令第130条の7に定める畜舎</u> (4) 略 (5) 敷地が都市計画道路3・4 ・205号栃木駅南口線に接 する場合は、前号に掲げるも ののほか、次に掲げる建築物 ア <u>専用住宅</u> イ 略			略	略
	B地区	(1)・(2) 略 (3) <u>政令第130条の7に定める畜舎</u>			略	

改 正 案

	B地区	(1)・(2) 略 (3) 畜舎 (4) 略			
	C地区	(1)・(2) 略 (3) 畜舎 (4) 略			略
	D地区	(1) 略 (2) 畜舎			
	E地区	(1)・(2) 略 (3) 畜舎 (4) 略			略
栃木駅 南地区 整備計 画区域	A地区	(1)・(2) 略 (3) 畜舎 (4) 略 (5) 敷地が都市計画道路3・4 ・205号栃木駅南口線に接 する場合は、前号に掲げるも ののほか、次に掲げる建築物 ア 住宅 イ 略		略	略
	B地区	(1)・(2) 略 (3) 畜舎		略	

現

行

		(4) 略					
運動公園前地区整備計画区域	業務地 A				略	略	
	業務地 B	略					
	一般住宅地	略			略		
	専用住宅地	次に掲げる建築物以外のもの (1) <u>専用住宅</u> (2)~(4) 略			略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略
四季の森とちぎ地区整備計画区域	A 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) <u>専用住宅</u> (2)~(4) 略	略	略	略	略	略
	B 地区	略	略	略	略		略
略	略	略	略	略	略	略	略
栃木駅南部地区整備計画区域	A 地区	略				略	略
	B 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) <u>専用住宅</u> (2) <u>兼用住宅</u> (3) <u>寄宿舍</u> (4) <u>店舗、飲食店その他これらに類するもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>			略	略	略

改 正 案

		(4) 略					
運動公園前地区整備計画区域	業務地 A				略	略	
	業務地 B	略					
	一般住宅地	略			略		
	専用住宅地	次に掲げる建築物以外のもの (1) <u>住宅</u> (2)～(4) 略			略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略
四季の森とちぎ地区整備計画区域	A 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) <u>一戸建ての住宅</u> (2)～(4) 略	略	略	略	略	略
	B 地区	略	略	略	略		略
略	略	略	略	略	略	略	略
栃木駅南部地区整備計画区域	A 地区	略				略	略
	B 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) <u>住宅</u> (2) <u>兼用住宅（政令第130条の3に定めるものに限る。）</u> (3) <u>寄宿舍</u> (4) <u>店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（政令第130条の5の2に定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が2</u>			略	略	略

現 行

		(5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）				
略	略	略	略	略	略	略
栃木イ ンター 産業団 地地区 整備計 画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。） (2) 倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。） (3) 店舗（ただし、地区内で製造された工場製品の販売を目的とし、床面積が500平方メートル以下のものに限る。） (4) 事務所 (5) 前各号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設については、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供する			3, 0 00平 方メー トル	道路境界線までの距離は5メートル以上とし、隣地境界線までの距離は2メートル以上とする。

改 正 案

		<p><u>00平方メートル以内のものに限る。)</u></p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）</p>					
略	略	略	略	略	略	略	略
栃木イ ンター 産業団 地地区 整備計 画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの <p>(1) 工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。）</p> <p>(2) 倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。）</p> <p>(3) 店舗（ただし、地区内で製造された工場製品の販売を目的とし、床面積が50.0平方メートル以下のものに限る。）</p> <p>(4) 事務所</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設については、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供する</p>			3, 0 00平 方メー トル	道路境界線ま での距離は5 メートル以上 とし、隣地境 界線までの距 離は2メート ル以上とす る。	

現

行

	ものに限る。)				
B地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、法別表第2 (る) 項第1号に掲げるもの 及び廃棄物の処理及び清掃に 関する法律に規定する廃棄物 の処理に供するものを除く。) (2) 倉庫（ただし、法別表第2 (る) 項第2号に掲げるもの 及び廃棄物の処理及び清掃に 関する法律に規定する廃棄物 の保管に供するものを除く。) (3) 店舗、飲食店その他これら に類する用途に供するもの (ただし、政令第130条の 5の2第1号又は第130条 の5の3第2号に掲げるもの で、床面積が500平方メー トル以下のものに限る。) (4) 事務所 (5) 前各号の建築物に附属する もの（ただし、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律に規定 する廃棄物を処理する施設に ついては、(1)に附属するも ので、当該工場において生じ た廃棄物のみの処理に供する ものに限る。)			1,000平方メ ートル	道路境界線及 び隣地境界線 までの距離は 1メートル以 上とする。

改 正 案

	ものに限る。)				
B地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、法別表第2 (る) 項第1号に掲げるもの 及び廃棄物の処理及び清掃に 関する法律に規定する廃棄物 の処理に供するものを除く。） (2) 倉庫（ただし、法別表第2 (る) 項第2号に掲げるもの 及び廃棄物の処理及び清掃に 関する法律に規定する廃棄物 の保管に供するものを除く。） (3) 店舗、飲食店その他これら に類する用途に供するもの (ただし、政令第130条の 5の2第1号又は第130条 の5の3第2号に掲げるもの で、床面積が500平方メー トル以下のものに限る。) (4) 事務所 (5) 前各号の建築物に附属する もの（ただし、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律に規定 する廃棄物を処理する施設に ついては、(1)に附属するも ので、当該工場において生じ た廃棄物のみの処理に供する ものに限る。)			1, 0 00平 方メー トル	道路境界線及 び隣地境界線 までの距離は 1メートル以 上とする。

現

行

改 正 案

平川産 業団地 地区整 備計画 区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) <u>工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。）</u> (2) <u>倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。）</u> (3) <u>事務所</u> (4) <u>前3号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設については、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。）</u>	3, 0 00平 方メー トル	道路境界線ま での距離は5 メートル以上 とし、隣地境 界線までの距 離は2メート ル以上とする。
	B地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) <u>工場（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。）</u> (2) <u>倉庫（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の保管に供するものを除く。）</u> (3) <u>店舗、飲食店その他これら</u>		

現

行

改 正 案

に類する用途に供するもの
(ただし、政令第130条の
5の2第1号又は第130条
の5の3第2号に掲げるもの
で、店舗については大規模小
売店舗立地法(平成10年法
律第91号)第2条第1項に
規定する店舗面積が1,00
0平方メートル以下、飲食店
については床面積が1,00
0平方メートル以下のものに
限る。)

(4) 事務所

(5) 前各号の建築物に附属する
もの(ただし、廃棄物の処理
及び清掃に関する法律に規定
する廃棄物を処理する施設に
ついては、(1)に附属するも
ので、当該工場において生じ
た廃棄物のみの処理に供する
ものに限る。)

C地区 次に掲げる建築物以外のもの

- (1) 一戸建ての住宅
- (2) 一戸建ての兼用住宅(た
だし、政令第130条の3に定
めるものに限る。)
- (3) 工場(ただし、法別表第2
(る)項第1号に掲げるもの

道路境界線及
び隣地境界線
までの距離は
1メートル以
上とする。

現

行

--	--	--	--	--	--	--	--	--

改 正 案

及び廃棄物の処理及び清掃に
関する法律に規定する廃棄物
の処理に供するものを除く。)

(4) 倉庫（ただし、法別表第2
（る）項第2号に掲げるもの
及び廃棄物の処理及び清掃に
関する法律に規定する廃棄物
の保管に供するものを除
く。）

(5) 事務所

(6) 巡査派出所

(7) 前各号の建築物に附属する
もの（ただし、廃棄物の処理
及び清掃に関する法律に規定
する廃棄物を処理する施設に
ついては、(3)に附属するも
ので、当該工場において生じ
た廃棄物のみの処理に供する
ものに限る。）

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を改めること。
(第 1 1 条の 2 関係)
- 2 字句の整理を行うこと。(第 1 6 条関係)
- 3 喫煙所における標識の設置及び図記号による標識の規格に係る規定を改めること。(第 2 3 条及び別表第 7 関係)

[参照条文]

議案第 7 6 号と同じ。

現	行
	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。))をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、この限りでない。</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部</u>に電圧が印加されている場合には、当該<u>接続部</u>が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置</u>を講ずること。</p> <p>(12) <u>自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) <u>コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分</u>をいう。以下この号において同じ。))について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。</p>

改 正 案

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

(3)～(5) 略

- (6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

- (7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) 略

- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17)・(18) 略

2 略

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 略

(喫煙等)

第23条 略

2 略

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器^{がら}を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

改 正 案

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18)・(19) 略

2. 略

（避雷設備）

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2. 略

（喫煙等）

第23条 略

2. 略

3. 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略


(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器^{がら}を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）

4. 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

別表第7（第23条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、 地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、 地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

改 正 案

規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

別表第7 削除

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市大町18番12号株式会社大木組代表取締役大木敬と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,

000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 清水川地下貯留施設整備工事

工事場所 栃木市祝町地内

工事概要 地下施設

・プレキャストコンクリート貯留槽

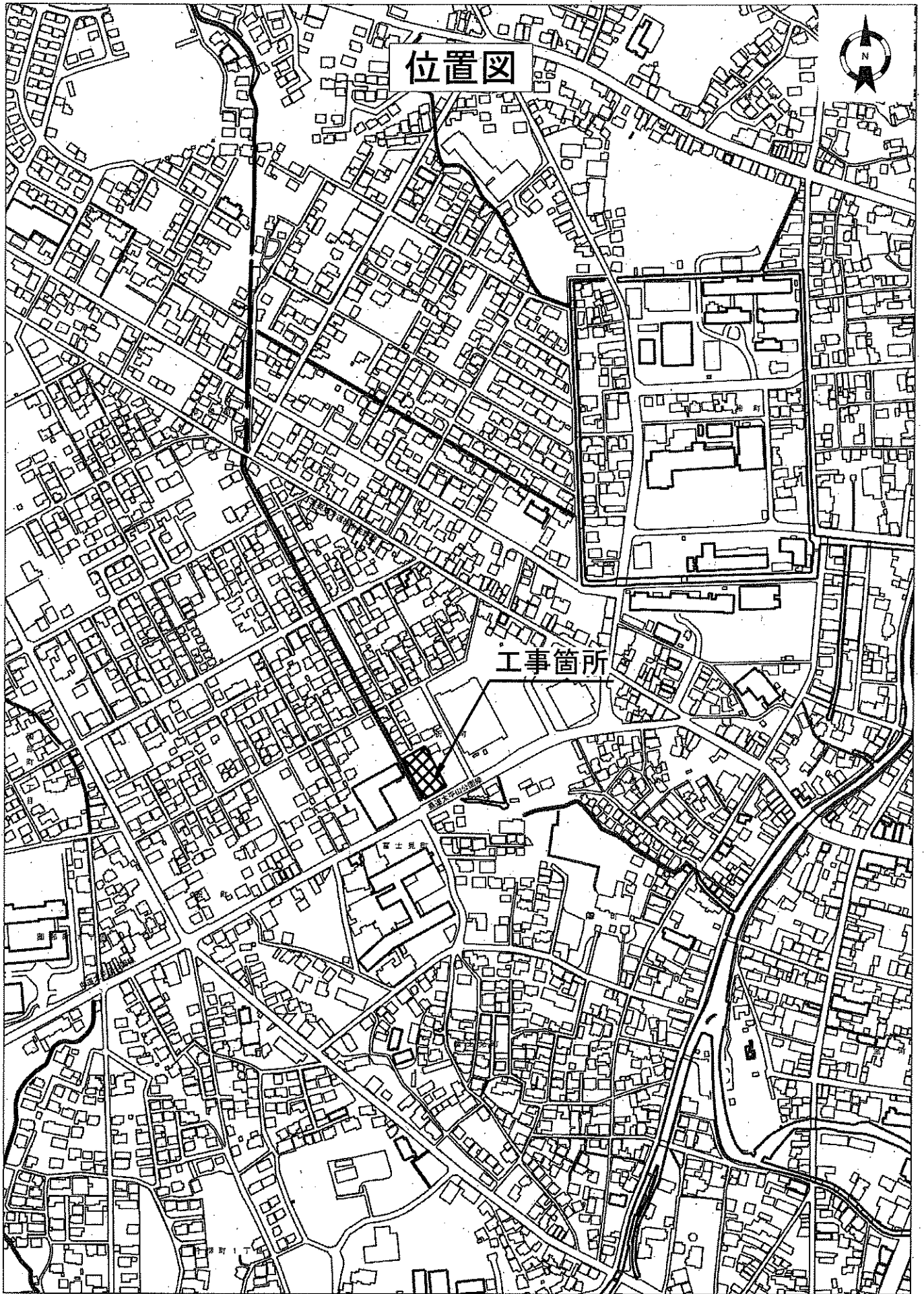
設置面積 1,042 m²

最大貯留量 734 m³

地上施設

・アスファルト舗装 t=5cm 1,444 m²

・護床工 t=10cm 323 m²



位置図

工事箇所

1/5000

0 300m

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市梅沢町269番地株式会社岡建設代表取締役岡芳行と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第81号と同じ。

(参考)

工 事 名 栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事

工事場所 栃木市川原田町地内

工事概要

全天候型舗装工	ウレタン切削オーバーレイ	7,707㎡
	ウレタン洗浄	668㎡
付属施設整備工	標識タイル(ステンレス製)	576枚
	レーンマーキング	1式
	突き箱工	6箇所
	兼用・砲丸サークル整備工	5箇所
付属施設撤去工	標識タイル撤去工	576枚
	突き箱撤去工	6箇所

兼用・砲丸サークル撤去工

5箇所

令和4年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和4年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金255,357,012円のうち70,000,000円を資本金に組み入れ、185,357,012円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方公営企業法抜粋

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 以下略

令和 4 年度 栃木市水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,873,912,691	31,517,592	255,357,012
議会の議決による処分額	70,000,000	0	△ 255,357,012
資本金	70,000,000	0	△ 70,000,000
減債積立金	0	0	0
建設改良積立金	0	0	△ 185,357,012
処分後残高	12,943,912,691	31,517,592	(繰越利益剰余金) 0

(上下水道総務課)

議案第 8 4 号

令和 4 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和 4 年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金 6 4 6 , 5 0 3 , 1 9 5 円のうち 3 1 9 , 9 6 0 , 7 8 0 円を資本金に組み入れ、3 2 6 , 5 4 2 , 4 1 5 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 3 号と同じ。

令和 4 年度 栃木市下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,575,784,115	212,722,164	646,503,195
議会の議決による処分類	319,960,780	0	△ 646,503,195
資本金	319,960,780	0	△ 319,960,780
減債積立金	0	0	△ 326,542,415
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	13,895,744,895	212,722,164	(繰越利益剰余金) 0

(総務人事課)

議案第85号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員6名のうち、館野知美氏が令和5年11月24日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

館野知美氏の略歴

住 所 栃木市西方町金崎806番地15

生年月日 昭和47年9月29日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第86号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員6名のうち、青木利男氏が令和5年11月24日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 略

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

青木利男氏の略歴

住所 栃木市西方町本城337番地

生年月日 昭和39年10月13日

[Redacted]

主な経歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、荒木由和氏が令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 略

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

荒木由和氏の略歴

住 所 栃木市都賀町木284番地3

生年月日 昭和30年3月26日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 88 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、石原謙太郎氏が令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者として戸田眞氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 87 号と同じ。

戸田真氏の略歴

住 所 栃木市大平町西水代2970番地8

生年月日 昭和35年10月11日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]



栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

